

# H29募集(雇入費) 事務取扱

平成29年10月6日更新

	項目	事務取扱	支給要綱	
1	事業趣旨等	被災15市町村以外の地域では中小企業に限ることとした趣旨は、原子力災害の影響により雇用の復興に遅れが生じている福島県被災15市町村においては、引き続き従前と同様の支援を行うこととし、それ以外の地域にあっては、一般に労働市場における競争力が大企業に比べ不利な状況にある中小企業を優先して支援することとしたものです。	4	
2	被災15市町村以外に所在する事業所の支給総額	被災15市町村以外に所在する事業所については、被災15市町村内に就業場所がある対象労働者についても、支給総額120万円となります。(目安額の判断は事業所の所在地で行うこととしていることから)	7	
3	今年度追加	平成28年度以前に申請可能だった場合	4の2(1)	
4	I 定義	1被災求職者	期間の定めのない雇用の方が求職活動をし、前職の雇用期間終了前に新たな雇用が決まった場合は、原則として「転職」(在職者の雇用)とみなされ、対象となりません。有期雇用で、前職の雇用期間満了に備え求職活動をし、満了後に新たな雇用開始する場合は、被災求職者にあたります。(ハローワークでの求職活動をもって、失業状態とみなすわけではありません。)	3(1)
5		ふくしま産業復興雇用支援助成金(雇入費)第3条1項のア～ウいずれかに該当する者のうち、雇入れ日以降福島県内に居住している者が被災求職者となります。	3(1)	
6	2事業所	複数の事業所が産業政策制度で対象事業所に該当する場合、雇用保険適用事業所番号が一つであっても、原則としてそれぞれの事業所で個別に申請をしてください。事業所の所在地が違えば、原則として別事業所として扱うこととなります。(例外として、規模が著しく小さく、一つの事業所としての独立性が無いものは、上位事業所と一括した事業所とみなす場合もあります。)	3(3)	
7	3再雇用	6ヶ月の有期雇用で雇入れ、その後期間の定めのない雇用契約に切り替えた場合は、被災求職者等他の要件を満たしていれば、その常用雇用の雇入れ日から再雇用者として対象労働者の扱いをします。	3(4)	
8		「雇用期間が1年以上で更新条項有り」の契約を結んでいた新規雇用労働者と契約更新した場合は、その更新時点から再雇用者として扱うのではなく、当初の雇入れ日からの新規雇用者として扱います。	3(4)	
9	(試用期間後の雇用)	一定期間(試用雇用、実習雇用等)の雇用契約後に正規採用とした場合は、 ①正規する前に一定期間の別の雇用契約がある:正規雇用の雇入れ日から再雇用労働者の扱い ②雇用契約書が試用期間を含め一体とみなせる:当初の雇入れ日から新規雇用労働者の扱いとします。		
10	(アルバイトから正規雇用)	新規卒業者の採用においては、学生の時にアルバイトとして雇っていた場合についても、新規雇用として取り扱います。	3(5)	
11	(定年後の再雇用)	勤続20年で定年後に平成23年11月21日以降に再雇用した場合等、定年後の再雇用については対象労働者になりません。	3(4)	
12	(退職後の再雇用)	支給決定がなされた労働者が、自己都合で離職しその後再び雇入れた場合の「再雇用」については、支給の対象となりません。(既支給決定者の退職後の補充枠に、同一者になることは認めていません。)	3(4)	
13	II 助成要件	1対象事業所	対象事業所について、営利企業のみならず、NPOや公益法人、任意団体も、要件を満たしていれば、対象となります。(対象とならないのは、地方公共団体及び特定地方独立行政法人です。)	4
14	2産業政策	対象事業一覧に「設備資金に限る」との記載がある事業で、交付あるいは融資された資金の用途については、 ①補助金:事業計画・申請書等で判断します。 ②融資: 貸借契約書の資金使途や信用保証協会の保証書の「資金使途」欄で判断します。	4	
15	(採択日の例外)	「ふくしま産業復興企業立地補助金」及び「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」については、交付決定前の場合は指定通知書・採択通知書を採択日とすることが可能です。ただし、後で決定通知書の写しを提出していただきます。なお、補助金の交付決定がされなかった場合は、助成金の取り消し、(支給されている場合は)返還となります。	4	
16	(交付の辞退)	対象事業一覧の補助金等の交付決定を受けた後、交付を辞退した場合、対象事業の補助金等の交付を受けない事業所については、対象事業所とはなりません。	4	
17	(交付決定の取消)	申請時に対象事業としていた事業の交付決定等が取消された場合、申請時の対象事業と一体となった雇用であるという前提で支給決定しているため、別の対象事業に変更することは原則不可です。	4	
18	3対象労働者 (外国人労働者)	外国人労働者を雇入れた場合は、就労が認められる在留資格を保有し在留期間の更新が見込める方については、要件を満たせば助成対象となります。(外国人技能実習制度による技能研修生については、実習期間終了後に帰国する前提のため助成対象となりません。)	4の2	

# H29募集(雇入費) 事務取扱

平成29年10月6日更新

	項目	事務取扱	支給要綱
19	(設備投資に関係ない部門)	ひとつの建物内に2つの部門が存在し、対象事業での設備投資が1部門のみの場合は、もうひとつの部門の労働者は対象労働者となりません。	4の2
20	(再雇用率)	支給対象期間中に新規雇用した労働者が自己都合離職し、再雇用者の割合が8割を上回った場合、補充者を雇い入れること等により、新規雇用した労働者の離職日の翌日から起算して1ヶ月以内に再雇用率8割以下にできれば、再雇用率が8割を上回っていた期間も含め、助成金の支給対象とします。	4の2(1)
21	(再雇用者の支給対象期間)	例えば平成 29 年 8 月 1日から再雇用者Aを雇用し、その後平成 29 年 12 月 1日から新規雇用者 Bを雇用した場合、再雇用Aの支給対象期間は、再雇用率が 8割以下になる平成 29 年 12 月 1日から3年間となります。	4の2(1)
22	II 助成要件 4対象労働者の制限	平成23年11月21日より前に雇用していた労働者で、11月21日以降に離職した者を再度雇い入れた場合は、震災時から本事業の開始までの間に失業状態になく、かつ本事業の開始時に雇用されていたため、対象となりません。	5(4)
23	(派遣労働者)	対象事業所に派遣されている労働者を、その事業所で直接雇用した場合は、原則として対象となりません。但し、有期雇用満了に備えての求職活動の上での採用等、被災求職者であることが確認できる場合は、対象になり得ます。	5(8)
24	(出向)	助成対象労働者が出向することになった場合、 ①県内の事業所への出向で、労働者の賃金を全て出向先が負担するケース以外は助成対象として継続 ②県外の事業所への出向は、費用の負担の有無に関わらず、対象外(勤務実態が県外のため)の扱いとなります。	5(9)
25	(「県外転勤」は対象外。「県内転勤」は補充のみ可)	対象労働者が別事業所へ転勤した場合は、転勤先が対象事業所であるかどうかに関わらず、会社都合離職で原則として対象外です。その後の取扱いは、 ①転勤先が県外:支給終了で補充不可 ②転勤先が県内:補充可(自己都合離職と同じ扱い) となります。	
26	事業所の合併、譲渡について	助成対象となった事業所が他社に吸収合併された場合、対象となった産業政策の支援を受けて引き続き事業を実施していると認められれば、継続して支給対象となります。ただし、当該合併に伴い、対象労働者が別の事業所に配置転換された場合は対象外となります。なお、吸収合併ではなく事業譲渡が行われた場合は、対象外となります。(吸収合併:合併により消滅会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継、事業譲渡:一定の営業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産の全部または重要な一部を譲渡)	
27	III 支給額 1支給額計算 (申請日を基準に報告日設定)	実績報告は、原則として対象労働者全員が起算日以後1年を経過するように、申請日を基準として、報告日を決定します。起算日が異なる労働者がいても、同じ支給決定は、同一の実績報告で1年分の実績を報告していただくこととなります。	7
28	2補充 (雇い止め・解雇の場合:補充不可)	支給対象期間中に自己都合で離職し、引き続き新たに労働者の補充を行った場合、離職した労働者の残りの支給対象期間について助成を継続できます。これに対し、有期雇用で契約が更新されなかった場合や、事業主都合による解雇が行われた場合は、支給終了で、労働者は補充できません。	7-2
29	(期間を空けての補充の支給額計算)	支給対象期間中に自己都合で離職し、その後期間を置いて労働者を補充した場合は、補充までに要した期間の支給額は、総支給額から減額されます。 <例>離職した労働者に係る年間の支給額から、365日に対する離職労働者の離職日の翌日から補充労働者の雇用開始日の前日までの期間の割合を乗じた額を減額します。	7-2
30	(再雇用枠、新規雇用枠)	再雇用の労働者枠に新規雇用の労働者を補充することは可能ですが、この場合、補充先の労働者と同様の労働条件が前提で、助成金の額は再雇用の区分で算定されます。逆の場合で、再雇用の労働者を新規雇用の労働者枠に補充することはできませんのでご注意ください。	7-2
31	(短時間枠、フルタイム枠)	短時間労働者枠にフルタイム労働者を補充することは、補充先の労働者と同様の労働条件であれば可能です。この場合、助成金の額は短時間労働者の区分で算定されます。逆の場合で、フルタイム労働者枠に短時間労働者を補充することはできません。	7-2
32	3事業所の上限額	平成29年度に初めて申請する事業所で、新規雇用フルタイム労働者9名を申請する場合、全員が225万円以上2000万円を超えてしまうケース(2025万円)の調整については、任意に支給申請額を225万円から220万円に変更(220万円×9人=1980万円)等をするのではなく、1人削除して8人で申請(225万円×8人=1800万円)するようにしてください。	9の2